<報告>

わが国のアンケート調査法を用いた 患者満足度調査研究における倫理的配慮の現状と課題

Current Status and Issues of Ethical Considerationin Patient Satisfaction Survey Research Using Questionnaire Survey in Japan

新井 龍¹, 作田裕美², 新井直子³, 大儀律子¹, 原 華代¹, 根木香代子¹, 坂口桃子¹ Ryu ARAI, Hiromi SAKUDA, Naoko ARAI, Ritsuko OGI, Hanayo HARA, Kayoko NEGI, Momoko SAKAGUCHI

- 1 常葉大学健康科学部看護学科
 - Department of Nursing, Faculty of Health Science, Tokoha University
- 2大阪市立大学大学院看護学研究科
 - Osaka City University Graduate School of Nursing
- 3 帝京大学医療技術学部看護学科

Department of Nursing, Teikyo University, Faculty of Health Tecnology

【要 旨】

本研究は、患者を対象とした「アンケート調査法を用いた患者満足度調査研究」の倫理的配慮の現状と課題を見出すことを目的とし、医学中央雑誌 Web 版 Ver.5 にて「看護」「患者満足度」「アンケート」のキーワードから抽出した 234 件の文献を対象に、アンケート配布方法、回収方法、倫理的配慮の記載、同意の撤回、回収率について調査した。結果、回収方法、倫理委員会の審査については倫理的配慮の順守率が増加傾向にあったが、配布方法、同意の撤回については日本看護協会、厚生労働省による研究倫理の指針提示後も変化は見られなかった。また、同意を撤回するための具体的な方法は多くの文献に記載されておらず、匿名性を維持しつつ同意を撤回できる方法について検討する余地がある。さらに、回収率が 90%以上の文献が多数あったことから、研究対象者の自由意志を尊重したアンケート配布・回収方法について看護学研究の倫理的課題として見出した。

Key Words:看護倫理,患者満足度調査,アンケート調査

1. 研究背景

わが国の看護学における「査読がある原著 論文」は年々増加しており、総数 73,000 件 (医学中央雑誌 Web 版 Ver.5 2018年5月 16日) を超え, 2005年以降は毎年約4,000 件が蓄積されている. そのような中「アン ケート調査」を用いた研究報告は全年で 27,441件(37.4%) あり, 歯学分野の 14.4% (アンケート調査14,682件/総数 104,034件), 理学療法分野の10.6%(ア ンケート調査4,029件/総数37,899件) など他のコメディカルと比較して多いことが 特徴として挙げられる. アンケート調査法は 学習者や患者など,介入の評価や実態調査を 行う際に効率性と経済性の面から非常に有効 な方法であるが、 医療者が行う患者へのアン ケート調査や教員が行う学生へのアンケート 調査は,アンケート用紙の配布時期や回収方 法によって回答者に圧力やバイアスがかかる ことが指摘されており1),倫理的配慮が非常 に重要となる.

看護学分野における研究に関する倫理規定 では、国際看護師協会 (ICN) が1996年に 「看護研究のための倫理のガイドライン」を 示し、2003年に「看護研究のための倫理指 針」²⁾として改訂した.指針序文において 「ICNは、倫理原則を守りつつ、すべての人 の人権を尊重することが,看護実践と看護研 究の根本である」と述べ、研究対象となる患 者や学生などの権利を,自由意思尊重,守秘 義務の視点から守られるべきものとして示し ている. 日本看護協会 (JNA) においては, 1988年の「看護師の倫理規定」にて、看護 者としての倫理規範を提示した、規定は、「看 護者の倫理綱領」3)として2003年に改訂・ 改題され,「看護提供に際して守られるべき 価値・義務」、「責任を果たすために求めら れる努力」,「土台としての個人犠牲と組織 的取り組み」の3つの枠組みから成る15の 条文で示された.研究倫理に関しては,「看護研究における倫理指針」4)を規定し,提供される看護よりも研究が優先されないこと,ケアを受ける対象者が研究参加を断りにくい立場に置かれていることを認識したうえで同意を得る必要があることなどが明示されている.また,厚生労働省は2003年に「臨床研究に関する倫理指針」5)において,研究の対象者の権利,尊厳を順守することを示し,2014年に公布通知され2017年に改訂した「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」6)においては,説明を受けた研究対象者の同意を撤回する権利の擁護と対応方法が示された.

これらを踏まえると、看護者は、患者を看護する際には高い倫理観を持ち、看護・ケアを受ける患者の自由意志の尊重やプライバシーを保護する義務と責任を負い、専門職の倫理的責務として自身の技術を洗練させるために自己研鑽を積むこと、および看護を学問として発展させるために研究を行うことが求められていると理解できる.

このような倫理的実践に係る諸要請のな か,看護学研究のデータ収集方法が,患者や 看護学生,同僚を対象にしたアンケート調査 による場合,厳密で周到な倫理的配慮がなさ れている必要がある. 例えば, 看護・ケアに 対する満足度などの感情を調査する際には, 回答に影響を与えるような圧力がかからない ように十分な配慮が必要であるだろうし,看 護者が自身のケアの評価のために, 入院中の 患者にアンケート用紙を配布し, 退院までに アンケート結果を求める場合は, 再入院率が 高い現代において退院時にアンケート用紙を 提出することは容易に個人の特定を可能に し, 患者は今後の治療に不安を感じる可能性 があることを配慮しなければならない. しか しながら, 現時点において「アンケート調査 法を用いた患者満足度調査研究」報告の倫理 的配慮の実態について調査はされていないの

が現状である.

1.1. 用語の操作的定義

アンケート調査法を用いた患者満足度調査:本研究では、「看護者が実施した看護・ケアの満足度に関する内容を評価するために、アンケート用紙を研究対象者である患者に配布した調査」とした.「満足度」は、看護・ケアに対して肯定的な感情を指すため、アンケート内容が生理学・解剖学など身体的健康にのみ焦点を当てた調査、調査方法が異なる構造化面接法による患者満足度調査は除外とした.

2. 研究目的

本研究は、患者を対象とした「アンケート 調査法を用いた患者満足度調査研究」の倫理 的配慮に焦点を当て、その実態を調査し、ア ンケート調査法を用いた看護学研究における 倫理的課題を見出すことを目的とした.

3. 研究方法

本研究は, 先行研究 7) 8) 9) を参考に以下の 手順とした.

3.1. 研究デザイン

文献検討法

3.2. 研究対象

医学中央雑誌 Web 版 Ver.5 を用い、検索キーワード「看護」「患者満足度」「アンケート」「原著論文」「抄録あり」として得られた文献 325 件を抽出した. 325 件の中から、実際に患者にアンケート用紙を配布していない文献を除し、文献の閲覧頻度が高く、引用される可能性が高い文献に焦点を当て、2カ所以上の研究機関からインターネット上で閲覧できない文献を削除し、234 件を対象と

した.

3.3. 調査項目

得られた 234 件の文献の研究方法に記載されている①アンケート配布者②回収手順③ 倫理的配慮の記載の有無④同意撤回の手順⑤ 回収率について調査を行った.

①は、研究対象者である患者の自由意志尊 重の順守について、ICN の示す「看護研究 のための倫理指針」を参考に策定した. 患者 の自由意志を尊重するためには, 看護・ケア を実施した看護者と関りが少ない研究者から 研究参加について説明を受け、同意・回答を 行う必要があると考える. また, 単に研究対 象者の自由意志を尊重するにとどまらず、ア ンケート配布時に回答者と看護・ケアを受け た患者が特定できない配慮が必要であり,プ ライバシーを保護しなければならない. さら に,研究者と研究対象者の親密性が高い場 合,研究対象者が研究者の望む答え・反応を 示したいという「追従によるバイアス ¹⁰⁾」の 影響について配慮されなければならない. よって,アンケート配布時の倫理的配慮とし て,看護・ケアを実施した看護者とアンケー ト配布者が同一か否かを調査項目とした.

②は、プライバシーを保護し、個人の特定ができないようにする必要がある 5). アンケート回収時に、看護・ケアを受けた患者を容易に特定できない環境で行う必要があり、回収する場所は看護・ケアを受けた病棟から離れた場所とすることや、回収期間を入院期間とずらすことによって個人が特定できない方法を設定する必要がある. よってアンケート回収時の倫理的配慮として、上記の方法により個人を特定できない方法であるかを調査項目とした.

③は、倫理的配慮の記載の有無を調査することで、JNAが定める「看護よりも研究が優先されない」環境を設定する配慮される必要がある、研究対象者の権利やプライバシー

の保護のための具体的な方法の記載や,厚生 労働省が望ましいとする第三者の確認 (倫理 員会による審査) の有無を調査項目とした.

④は、2014年に厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」において示された「同意後の撤回」は、研究対象者の研究参加の自由意志尊重のため重要な権利である。そのため、「同意撤回」が看護学分野のアンケート調査法を用いた研究において、具体的にどのように記載され、どの程度撤回されてきたかを調査項目とした。

⑤は、アンケート調査法における回収率は、信頼性確保のため「60%以上」が目標であり1)、高い回収率は研究参加の自由意志の侵害を危惧されている⁷⁾.よって、研究対象者の研究協力の任意性を反映していると言われている回収率が、90%以上の文献数と70%以下の文献数を調査した.

3.4. 倫理的配慮

本研究は公開されている情報を対象に実施 しており個人情報は取り扱っていないが,研 究の進行は研究職に従事している研究者と相 談しながら進めた.

3.5. 利益相反

本研究では企業との利益相反はない.

4. 結果

アンケート調査法を用いた患者満足度調査研究 234 件を調査した結果, 1997 年に報告された 1 件に端を発し, 2001 年以降毎年 6 ~ 27 件が報告されていた (表 1).

調 査 項 目 ① は、2002 年 以 降 11.1 ~ 50.0%の文献が、看護・ケアを実施した看護者とは異なる研究者によるアンケート配布、または郵送による配布方法を実施していた(図 1).

調査項目②では、2002年以降18.2~63.6%の文献が回収時に個人を特定できない方法として、無記名かつ回収場所として看護を受けていた病棟から離れた場所とする、入院期間と異なる時期に回収する、郵送による回収方法を実施していた(図1).

調査項目③では、倫理的配慮は2004年以降に詳細が記載され始め、2017年には全ての文献で倫理委員会の承認を得た後に実施されていた。2004年以降は15.8~100%で

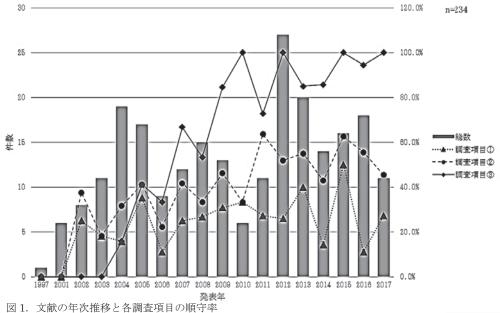
発表年	総数(件)	調査項目①		調査項目②		調査項目③		調査項目④
		記載(件)	順守率(%)	記載(件)	順守率(%)	記載(件)	順守率(%)	記載(件)
1997	1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
2001	6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0
2002	8	2	25. 0	3	37. 5	0	0.0	0
2003	11	2	18. 2	2	18. 2	0	0.0	0
2004	19	3	15.8	6	31.6	3	15.8	0
2005	17	6	35. 3	7	41.2	7	41.2	0
2006	9	1	11. 1	2	22. 2	3	33.3	0
2007	12	3	25. 0	5	41.7	8	66.7	0
2008	15	4	26. 7	5	33. 3	8	53.3	0
2009	13	4	30.8	6	46. 2	11	84.6	0
2010	6	2	33. 3	2	33. 3	6	100.0	0
2011	11	3	27.3	7	63. 6	8	72.7	0
2012	27	7	25. 9	14	51.9	27	100.0	0
2013	20	8	40.0	11	55. 0	17	85.0	0
2014	14	2	14. 3	6	42. 9	12	85.7	0
2015	16	8	50.0	10	62. 5	16	100.0	0
2016	18	2	11. 1	10	55.6	17	94.4	0
2017	11	3	27. 3	5	45. 5	11	100.0	1
合計	234	60	23. 2	101	37. 9	154	57.4	1

推移しており、JNAが「看護研究における 倫理指針」を示した 2007 年以降は, 53.3% 以上が倫理的配慮について具体的な詳細を記 載するか、倫理委員会の審査を受けていた (図1).

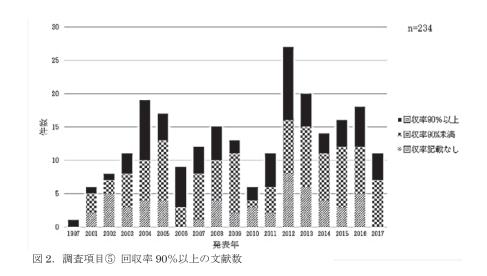
調査項目④では、同意の撤回方法を具体的 に記載していた文献は2017年に1件のみで あった. しかし、記載された同意の撤回方法 は「研究者に申し出る」ことであり、プライ バシーが保護された方法ではなかった. ま た,234件において,研究対象者自身の申 し出による研究途中の同意撤回の記載は0名

であった.

調査項目⑤では、対象とした234件のう ち,アンケートの回収率が記載された文献は 177件であった (図2). そのうち, 回収率 が90%以上の文献は76件(42.9%)であっ た. 76 件の文献のうち、配布方法の倫理的 配慮がなされていた文献は5件(6.6%), 回収方法の倫理的配慮がなされていた文献は 21件(27.6%)であり、配布・回収共に倫 理的配慮がなされていた文献は4件(5.3%) であった. 倫理的配慮の詳細が記載されてい るか倫理委員会の審査を受けていた文献は



調査項目①:看護・ケア実施者とアンケート配布者が異なる文献数 調査項目②:個人が特定されない回収方法で実施された文献数 調査項目③:倫理的配慮の詳細が記載されている、または倫理委員会の審査を受けていた文献数



52件(68.4%) あった. また,76件のうち,研究対象者が100名以上であった文献は24件(31.6%) であった(図3).

回収率 70%以下の文献は 52件 (29.4%) あった.配布方法に倫理的配慮がなされていた文献は 25件 (53.8%),回収方法に倫理 的配慮がなされていた文献は 35件 (67.3%) であり,配布・回収共に倫理的配慮がなされていた文献は 26件 (50.0%)であった.倫理的配慮の詳細が記載されている,又は倫理 委員会の審査を受けていた文献は 39件 (75.0%)であった.また,52件のうち研究対象者が 100名以上であった文献は 33件 (63.5%)であった (図 4).

5. 考察

5.1. 調査項目から考えられる研究倫理の現 状と課題

看護学分野において,実践された看護を評価するためのアンケート調査法を用いた患者

満足度調査は2001年以降増加傾向であり、 毎年研究は蓄積されつつある現状が明らかに なった. また, 研究として患者への満足度調 査をする際に倫理委員会の審査を受ける、又 は倫理的配慮の詳細な記載は、JNA が 2004 年に「看護研究における倫理指針」を示して から著明に増加していたこと, アンケート回 収時の倫理的配慮についても, 回収場所を看 護が提供された場所から離す, 回収時期を配 布時期とずらすなど記入者を特定できないた めの記載が増加傾向であったことから、看護 者が実施する研究において倫理的配慮への関 心が高まっていると言える. この結果は、有 江らの看護学の研究者の一部には倫理委員会 の審査に疑問を持っているという報告 11) は なされているものの, 研究計画段階の倫理審 査は研究対象者の権利擁護を実施するための 研究の手順として受け入れられている現状を 示したと言える. しかし, 倫理委員会の審査 を受ける割合は増加しているにも関わらず, アンケート配布を,看護・ケアを実施した看

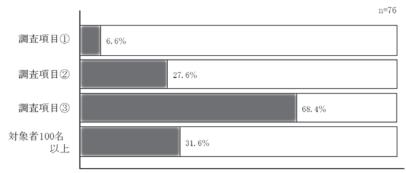


図 3. 回収率 90%以上の文献の各調査項目の順守率と対象者 100 名以上の割合

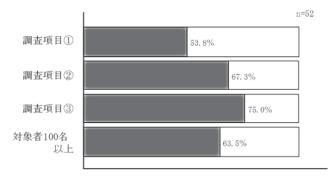


図 4. 回収率 70%以下の文献の各調査項目の順守率と 対象者 100 名以上の割合

護者が直接行う,退院日やケアの実施日など 個人を容易に特定できる日にアンケート用紙 を配布するなど、2004年以前とも同様の手 順でアンケート用紙を配布している現状が明 らかになった、特に、「看護・ケアを実施し た看護者が、看護・ケアを受けた患者を研究 対象として、その場でアンケート用紙を配布 し, その場で回収する」方法を実施していた 文献は毎年見受けられていた. 有江らは医療 者が患者を対象に研究を実施する場合には, 「暗黙の強制」に対して最大限に配慮しなけ ればならないと指摘し11),塚本らは、回収率 100%は何かしらの倫理的問題を抱えている ことを指摘している⁷⁾. また, 高い回収率は 研究者と対象者の親密性が高い可能性を示唆 し,研究対象者が研究者の望む回答を選択す る「追従のバイアス」がかかる可能性がある. 研究者は, 計画段階において科学的合理性を 高めるためにも偏る回答を少なくするための 配慮が必要である.以上を踏まえると,「看 護・ケアを実施した看護者が、看護・ケアを 受けた患者を研究対象として, その場でアン ケート用紙を配布し、その場で回収する」方 法で実施された高い回収率の報告の存在は, 研究対象者の研究参加の自由意志の侵害、又 は追従のバイアスを持った回答による報告で あった可能性がある. 回収したアンケート用 紙を研究者以外が見られないような配慮はな されていたが, 研究者が回答と個人を特定で きる環境であった可能性は否めないと言え る. 同様にアンケート調査を行う際に、研究 対象者の自由意志の尊重と暗黙の強制に対す る配慮が実施されている例として, 文部科学 省が 2008 年の大学設置基準の改正に伴い学 士課程教育での FD 活動の義務化によって始 まった「学生による授業評価アンケート」が 挙げられる¹²⁾. このアンケートは多くの大学 で教員の能力評価の一つとして実施されてお り、回答する学生の権利擁護やプライバシー の保護が十分になされている調査法の一つで

ある. 実施されている具体的な方法には, ① 記載後に残りの授業・学生の評価に影響をどから記載した学生を特定できない③配布ないる記載した学生を特定できない③配布ないる説配がなる教員がいなる教員がいなる教員がいなるがいる。 JNA がおるにおける倫理指針」における倫理指針」における倫理指針」においても関係のではおけるのできないできないできないできないできない環境の設定とアンケート回答者できない環境の設定とアンケートを判断した看護者に配慮してるとがない環境の設定が必要になると考える.

5.2. アンケート調査同意後の撤回の現状

アンケート調査における「同意後の撤回」 は、2014年に厚生労働省が「人を対象とす る医学系研究に関する倫理指針」に示してか ら間もないため, 研究者たちに周知徹底が図 れていない可能性がある.しかし、倫理的配 慮に同意を撤回できるという記載があるにも 関わらず, 匿名化をしているためアンケート 記入後の同意撤回は実質不可能と考えられる 文献が散見した. 撤回方法を記載した文献で は、研究者に申し出る手法であったため、対 象者の自由意志が尊重されないとともにプラ イバシーの権利を侵害し, 同意撤回を申し出 にくい暗黙の強制があったと推測される. JNAの「研究倫理における倫理指針」では 「研究対象者の自由意志を最大限に尊重す る」と示し、厚生労働省は「人を対象とする 医学系研究に関する倫理指針」において同意 を撤回できる機会を与える必要性を示してい るが、それらの記載は抽象度が高く、プライ バシー保護を目的とした匿名化が基本となる アンケート調査法に対する具体的な方法は検 討の余地がある. 既存の報告を鑑みると, 匿 名化をするアンケート調査法においても実施 できる同意を撤回する機会を与える方法として,匿名化のために実施した「ナンバリング されたアンケート用紙」と同じナンバーの同意撤回文書の同時配布を行うことで,匿名化を保持したままの同意を撤回できると考える.

一方で松井は「人を対象とする医学系研究 に関する倫理指針」に対して,人への侵襲が 少ない看護研究には即していないと指摘して いる 13) が、身体的に侵襲を伴わない研究で あっても心理的に少なからず負担をかけてい ることを理解し、研究参加によって生じるリ スクや不安は最小限に減らす努力をする必要 がある14. 松井は研究者と看護・ケアを実施 する看護者は役割が異なっており別々の倫理 原則に基づき明確に区別され,看護者として 患者の権利を擁護するための倫理規定を優先 してしまっていると指摘している 15) が, JNAが示す「提供される看護よりも研究が 優先されない」という考えが根付いており、 研究を行いつつも常に研究対象である患者の 健康に配慮する理念のもとに行動している可 能性も考えられる. しかし, 研究者は, 研究 に対して社会的, 学術的意義, 科学的合理性 を考慮して実施し、研究成果を医療や対象者 に利益を還元しなければならない. そのため には,看護者対患者の関係から切り離して研 究を実施する必要がある. 今回の調査では, 有江ら11)が指摘したように、研究に対して 社会的, 学術的意義, 科学的合理性の理解が 浸透できていない現状が示唆された.

5.3. 回収率から考えるアンケート調査法の 倫理的配慮

回収率 90%以上の文献の特徴として、研究対象者数が 100 名以下の調査、ケアを実施した看護者によるアンケート用紙の配布、個人を特定しやすい環境での回収が挙げられる.一方、回収率が 70%以下の文献は 90%以上の文献と比較し、アンケート用紙の配布

は看護・ケアを実施する看護者とは異なる研 究者が配布し,看護・ケアが実施された場所 とは異なる場所で回収される,対象者100 名以上の規模の調査が多い傾向の文献が散見 された. アンケート調査法における回収率 は、無記名式であれば $30 \sim 40\%$ 程度であり、 信頼性を確保するためには60%以上が望ま しいと言われている¹⁾ 中,90%以上の回収 率は異常な高値と考えられる. 対象者が 100 名以下となる看護学研究においては、有江ら11) が指摘するように学術的意義, 科学的合理の 理解不足を否めず,看護師業務の一環として 研究が行われていた可能性があると推測され る. また, 回収率を上昇させるための方法の 一つとして,研究者が「直接手渡し」をする という方法が挙げられる1)が、患者を対象 とした満足度調査のようなアンケート調査で は、アンケート記入後も看護師・患者関係が 継続することを考慮すると, 暗黙の強制や追 従のバイアスがかかりやすい状況であるとい える. 高い回収率は、回答の信頼性を高め優 れた研究であるといえるが、JNAの「提供 される看護よりも研究が優先されない」とい う提言を鑑みると、倫理的問題を孕んでいる 可能性が高いと言える. 特に, 68.4%の文 献が倫理委員会による審査を受け、個人を特 定できない倫理的配慮の記載があったにも関 わらず,アンケート用紙の受け渡し時に,評 価される看護・ケアに深くかかわった看護者 が回答者に配布・回収しており、高い回収率 を得ていた事実は、研究対象者の権利を擁護 するための研究倫理教育として吟味する余地 があると考える.

6. 結論

本調査によって、アンケート調査法を用いた患者満足度調査研究の倫理的配慮について以下の5点が明らかになった.

1)看護・ケアを実施した看護者が、患者で

ある研究対象者の満足度を調査する際に直接アンケートを配布している文献が半数以上であり、2004年 JNA による「看護研究における倫理指針」提示後も明らかな変化は見られなかった。

- 2)個人を特定できない配慮がなされたアンケート用紙の回収方法によって調査された文献は増加傾向にあった。
- 3) 詳細な倫理的配慮を記載する, 倫理委員 会の審査を受けた文献は, 2007年以降著 明に増加していた.
- 4)満足度を問う患者へのアンケート調査に おいて、同意後に撤回を申し出た例はな く、個人が特定されない状態を維持しつつ 同意を撤回できる方法で記載された文献は なかった.
- 5)回収率90%以上の文献では、アンケート用紙の配布・回収方法に倫理的問題を孕んでいる文献が多数あった.

以上より,アンケート調査法を用いた患者満足度調査研究の倫理的課題として,配布方法,同意の撤回方法が見出された.しかしながら,倫理的配慮の調査は,単題になるのではなく,看護学分野におれるるのではなく,看護学分野におれるるので研究対象者の権利が必要になる。大日向は,倫理教育は自立場かるると表える・世界の研究の倫理的課題に敏感になり,研究者として責任を自覚し研究対象と考える.

7. 謝辞

本研究は平成30年度常葉大学スタートアップ共同研究費から助成を受け実施した.

参考文献

- 1) D.F. ポーリット, B.P. ハングラー(著), 近藤潤子(訳): 看護研究 原理と方法. 350~386, 医学書院, 東京, 2010
- 2) 国際看護協会(訳:日本看護協会): 看護研究のための倫理指針. 2004年7月7日, https://www.nurse.or.jp/home/publication/pdf/ kangokenkyu_rinri.pdf, アクセス 2018年8 月 15 日
- 3) 日本看護協会:看護者の倫理綱領. 2003年, https://www.nurse.or.jp/nursing/practice/rinri/ rinri.html, アクセス 2018年8月15日
- 4) 日本看護協会:看護研究における倫理指針. 2004年, https://www.nurse.or.jp/nursing/ international/icn/document/pdf/guiding.pdf, アクセス 2018年8月15日
- 5) 厚生労働省:臨床研究に関する倫理指針. 2008年7月31日, https://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/rinsyo/dl/shishin.pdf, アクセス 2018年8月15日
- 6) 厚生労働省:人を対象とする医学系研究に 関する倫理指針. 2017年2月28日, https:// www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/ hokabunya/kenkyujigyok/i-kenkyu/index. html, アクセス 2018年8月15日
- 7) 塚本友栄, 舟島なをみ, 野本百合子:我が国の看護学教育研究における倫理的問題 -1999年から2003年の抄録分析を通して・、 千葉看護学会会誌, 11-2:1~7, 2005
- 8) 新井龍:我が国の看護系大学における倫理教育の現状と課題.過去5年間の先行研究の文献検討より.滋賀医科大学看護学ジャーナル.15-1:138~141,2007
- 9) 高橋衣:過去5年間の看護系大学における「看護倫理」教育に関する文献検討. 東京女子医科大学看護学会誌,6-1:81 ~89,2012
- 10) Sackett,D,L: Bias in analytic research. Journal of Chronic Disease, 32-1:51 \sim 63, 1979

- 11) 有江文栄, 桂川純子, 佐伯恭子他: 看護研究倫理の課題: 研究倫理教育に焦点を当てて. 日本看護倫理学会誌, 9-1: 45~52, 2017
- 12) 文部科学省:大学における教育内容等の改革状況について(概要). 2017年11月21日, www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigaku/04052801/__icsFiles/afieldfile/2020/12/13/1398426_1.pdf, アクセス2018年8月15日
- 13) 松井健志:看護学研究に求められる倫理 性に関する研究. 科学研究費助成事業 研 究成果報告書, 2016 年 6 月 4 日.
- 14) 有江文栄:「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」について-指針の概要と研究計画に関する規定の理解から始めてみよう-. 日本移植再生医療看護学会誌, 11-2:12~21, 2016
- 15) 松井健志, 會澤久仁子: 看護における研究倫理指針の歴史的展開. 日本での形成・発展と残された課題 . 臨床評価, 42-1:519~530, 2014
- 16) 大日向輝美:看護倫理教育における歴史性・社会性の問題.教育学の探究,21-1:91~108,2004